

平成22年度事業報告

(平成22年5月1日～平成23年4月30日)

平成22年度は、平成21年9月の消費者庁発足に伴い、景品表示法の目的規定が改正されたこと、所管が消費者庁に移管されたことへの対応として、製造業表示規約、製品業景品規約、小売業表示規約及び各施行規則の一部を変更した(平成23年2月10日官報告示)。

また、製造業表示規約、景品規約及び小売業表示規約の三つの公正競争規約の厳正かつ適正な運用に努めるなど適正な表示の推進を図った。

製造業及び小売業の支部の活動においても、規約遵守に向け啓発普及活動を行った。

これらの事業活動と併せて、平成20年12月の「公益法人制度改革3法」の施行に対応し、公益法人化に向けた具体的な検討を進めた。

第1 事業報告の概要

I 規約の厳正かつ適正な運用

- 1 製造業表示規約の周知徹底・普及促進及び被疑事案の調査・是正指導(3件)
- 2 景品規約の周知徹底・普及促進及び被疑事案の調査・是正指導(0件)
- 3 小売業表示規約の周知徹底・普及促進及び被疑事案の調査・是正指導(6件)
- 4 規約の厳正かつ適正な運用に資する諸施策

(1) 消費者モニター制度の運営等

本年度は、新規モニター187名(首都圏地区:127名、近畿地区:60名)の体制の下、広報消費者関連小委員会、広告委員会、表示委員会、景品委員会が各1回の計4回、各委員会が関係する事項についてアンケート調査を実施し、それぞれの委員会活動に活用した。

さらに、平成22年1月から平成22年6月まで5回の「消費者モニター研究会」を開催し、家電量販店のチラシ表示及び店頭表示について、モニター自身による自主研究を行い、平成22年7月に報告会を開催した。

(2) 消費者懇談会の開催

「第17回消費者懇談会」を平成23年2月18日に大阪(KKRホテル大阪)で開催した。今回は、消費者団体6団体からの出席を得、家電公取協の事業活動を報告した後、製造業部会及び小売業部会に関連する諸課題について消費者団体と懇談し、多くの貴重な意見を得た。懇談内容は今後の事業活動に活用することとしている。

(3) メーカー希望小売価格の表示の適正化と撤廃情報の周知

毎月、製造業部会会員各社の価格撤廃情報を家電公取協のホームページに掲載し周知に努めた。

(4) 事業活動の広報の推進

当協議会の行う事業内容や活動状況を幅広く紹介するため次のような活動を行った。

① 「ホームページ」を随時更新し、違反被疑事案の処理を含め当協議会の活動の積極的な周知、広報を行った。

また、利用しやすさ向上のため、「ホームページ」のリニューアルを実施した。

② 会報「家電公取協の活動報告」通巻第30号及び「家電公取協ニュース」第106号から第111号までを刊行し、会員、関係団体、関係官庁等への広報活動を行った。

③ 業界専門紙との会見を平成22年8月26日に実施し、当協議会の活動に関し、意見を交換するとともに広報を行った。

(5) 関係官公庁等との連携

平成21年9月に発足した消費者庁の表示対策課長等から景品表示法の施行状況等について説明を受け懇談するなどして、適宜、意見・情報交換を実施した。

II 公正な取引の推進

会員各社は、メーカー派遣員について自主基準に基づいて識別マークの完全着用を推進した。

また、独占禁止法、景品表示法等に関する講演会や研究会等を開催し、会員への周知・啓発・遵法精神の醸成を図った。

第2 製造業部会の事業報告

平成22年度、製造業部会においては、各専門委員会がその固有の業務を積極的に展開しつつ、事業を推進した。主要な事業活動は、以下のとおりである。

I 規約の厳正かつ適正な運用等

1 製造業表示規約の周知徹底・普及促進、被疑事案の調査、是正指導等

(1) 規約違反被疑事案について、厳正かつ適切に措置する（3件）とともに、外部等から指摘のあった表示問題について関係工業会とも連携して対応した。

なお、規約違反被疑事案の措置結果の概要についてはホームページに掲載している。

(2) 「違反被疑事案の事務処理に関する規則」、「自社独自の測定・評価方法により家電品の品質・性能等の表示を行う場合の運用基準」を策定、また、「過去の家電品との『自社比較表示』をする場合の留意点について」を発行した。さらに、「『No. 1』表示の使用基準」等についても運用基準の見直しを実施した。

(3) 関係工業会からの要請に基づき、「日本電球工業会自主基準『電球形LEDランプ性能表示等のガイドライン』」等、工業会の自主基準4件について審議し、承認した。

(4) 規約の内容について啓発することを目的に、解説書の内容をまとめ、かつ、多くの参考事例を盛り込んだ、規約についての研修会用資料（全98スライド）を作成し、今後開催する研修会等において使用するとともに、会員企業における社内勉強会等でも広く活用することとした。

(5) 消費者モニター制度を積極的に活用し、「製造業表示規約について」、「地球環境問題と家電品の環境表示について」をテーマに2回アンケート調査を実施した。

2 景品規約の周知徹底・普及促進、被疑事案の調査、是正指導等

(1) 本部及び支部が連携し、規約違反被疑事案については調査をし、適切な是正指導、措置を講じることとしているが、平成22年度における措置件数は、0件であった。

(2) 違反行為の未然防止を図るとともに、「第34回景品規約遵守体制強化月間」を5～7月に、「第35回景品規約遵守体制強化月間」を10～12月に、それぞれ実施し、景品規約の遵守を図った。

(3) 上記「景品規約遵守体制強化月間」における事例等から作成した「事例集」を活用し、本部・支部で研修会を開催し、景品規約に対する知識を深めた。

(4) 消費者モニター制度を活用し、「景品付き販売について」をテーマにアンケート調査を実施した。

3 規約の厳正かつ適正な運用に資する諸施策

(1) メーカー希望小売価格の撤廃情報の周知と不当な二重価格表示の是正に関すること。

毎月、会員各社の過去1年分の「価格撤廃商品一覧表」を作成し、家電公取協のホームページに掲載することにより、不当な二重価格表示の防止に努めた。

また、撤廃されたメーカー希望小売価格を比較対照とした二重価格表示は、小売業表示規約及び景品表示法違反の不当表示となる旨の啓発活動を行った。

II 公正な取引の推進

1 メーカー派遣員

会員各社は、メーカー派遣員についての識別マークの完全着用を推進したほか、ヘルパー委員会としても識別マーク着用状況調査や質的改善に向けた取組みを行う中で各社の社内行動基準の徹底を図った。

2 公正取引に関する法令等の研究

各専門委員会に共通する諸課題や関連する独占禁止法、景品表示法について幅広く調査・研究を行った。特に、平成22年度は、平成22年1月の独禁法改正法の施行と関連して、①公取委からの「優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方に対する意見募集（平成22年6月）」に対する家電公取協製造業部会としての意見提出、②①により公取委より公表された「優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方」研修会の開催（平成23年1月）、③「独占禁止法ガイドブック（(財)公正取引協会刊）」による近年の独禁法および関連ガイドライン等の沿革の再確認、などにより、会員各社の理解を深め、一層公正な取引を推進することに努めた。

III その他の施策

1 製造業支部との連携強化

平成22年4月に「第28回全国支部長会議」を開催し、新旧支部長会社の責任者を対象に、支部長会社の役割について理解を深めるとともに、専門委員会ごとにその事業方針と課題について説明を行った。

また、「支部活動連絡会議」を秋期（10月）に開催し、支部活動に係わる諸課題や支部の役割

について、各専門委員会ごとに意見交換・課題検討を行った。

2 小売業表示規約に関する小売業部会との連携・協力等

- (1) 小売業部会が運用する小売業表示規約の一層の普及促進を図るため、小売業表示規約の周知及び景品表示法の普及、啓発の支援に努めた。
- (2) 小売業部会が実施する規約第3条、規約第4条、規約第5条に関する調査事業である本部チラシ調査（平成22年6月、平成22年12月）や小売業の各支部での「支部調査活動強化月間」の設定（平成22年6月）による調査活動に協力する等、支部での小売業表示規約関連事業の活発化を図った。
- (3) 公正取引委員会や都道府県の協力の下、小売業表示規約の啓発と違反の未然防止・再発防止の観点から小売業部会が実施する「正しい表示 店頭キャンペーン」に協力した（全国47地区（沖縄県を含む。）で実施）。

3 関係官公庁との連携等

- (1) 消費者庁、公正取引委員会、経済産業省との連携を密にした。
- (2) その他関係官公庁及び都道府県の担当部署、関係工業会との連絡を密に情報交換を行った。

IV 会議等の開催状況

主な会議等の開催状況は、次のとおりである。

1 製造業部会理事会	3回開催
・第57回製造業部会理事会	平成22年 7月 2日
・第58回製造業部会理事会	平成22年12月 3日
・第59回製造業部会理事会	平成23年 4月15日
2 運営委員会等	
・運営委員会	12回開催
・企画小委員会	12回開催
・広報・消費者関連小委員会	12回開催
3 専門委員会	
・広告委員会	10回開催
・表示委員会	6回開催
・景品委員会	6回開催
・ヘルパー委員会	5回開催
・小売規約関連委員会	5回開催

- ・取引公正化推進研究会 1回開催
- 4 全国支部長会議等 2回開催
 - ・全国支部活動連絡会議（秋） 平成22年10月22日
 - ・第29回全国支部長会議 平成23年 4月 8日
- 5 セミナー・研修会
 - ・青森県六ヶ所村次世代エネルギーパーク
 広告委員会・表示委員会合同見学会 平成22年 9月 2日
 - ・広告委員会・表示委員会合同セミナー
 「ユニバーサル・デザイン（UD）の捉え方」 平成22年11月16日
 - ・取公研究会・ヘルパー委員会合同研修会
 「優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方について」
 平成23年 1月27日
 - ・表示委員会セミナー
 「取扱説明書の最近の動向及び今後の方向性について」
 平成23年 4月21日

第3 小売業部会の事業報告

平成22年度、小売業部会においては、製造業部会の支援・協力も得ながら諸事業を推進した。主要な事業活動は、以下のとおりである。

I 規約の厳正かつ適正な運用等

1 小売業表示規約の周知徹底・普及促進、被疑事案の調査、是正指導等

- (1) 本部において、小売業表示規約第3条、第4条及び第5条に関するチラシの表示状況の調査を実施するとともに（平成22年6月及び平成22年12月）、「支部調査活動強化月間」の設定（平成22年6月）により調査活動を推進した。
なお、本部におけるチラシの調査については、手法を工夫し、その内製化を図るなど、コスト削減にも努めた。
- (2) 公正取引委員会や都道府県の協力の下、規約の啓発と違反の未然防止・再発防止の観点から「正しい表示 店頭キャンペーン」を実施した（全国46都道府県支部で実施）。
- (3) 規約違反被疑事案について調査し、厳正かつ適切な措置を講じた（6件）。
また、処理事案については、その概要をホームページに掲載した。
- (4) 消費者モニター研究会を開催し、消費者モニター（7名）より家電量販店のチラシ表示、店頭表示の課題、問題点の検討を実施した。

2 支部活動及び製造業部会との連携

- (1) 各支部段階における支部定例会、支部規約指導委員会等の活動を積極的に推進した。
- (2) 製造業部会の協力を得て、取引を通じての規約の普及を引続き要請した。
- (3) 製造業部会の支部との連携を密にし、地区連絡調整委員会等を開催し、規約運用に関する情報・意見交換を実施した。

II その他の施策

関係官公庁等との連携

諸事業の推進に当たっては、消費者庁、公正取引委員会及び経済産業省との密接な連携を図るとともに、支部における「正しい表示 店頭キャンペーン」の推進等においても、都道府県行政（景品表示法担当窓口）との連携を密にした。

Ⅲ 会議等の開催状況

主な会議等の開催状況は、次のとおりである。

1 小売業部会理事会	平成22年 7月 1日
2 運営委員会	平成22年 5月22日
	平成22年 6月21日
	平成22年 9月14日
	平成22年12月 7日
	平成23年 3月10日
	平成23年 4月22日
3 本部規約指導委員会	平成22年 5月13日
	平成22年 9月 9日
	平成22年11月10日
	平成23年 2月23日

以上